

スウェーデンのキャッシュレス化・ドイツのキャッシュレス化

(下) ドイツ編

前 大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長 小部 春美*

(前号目次)

1. はじめに ～日本・スウェーデン・ドイツの支払手段選択の状況概観～
2. スウェーデン
 - (1) キャッシュレス化の進展：“Market Driven Process”
 - (2) 現状の問題点（その1）～現金利用の困難化～
 - (3) 現状の問題点（その2）～中央銀行マネーへの国民のアクセス～
 - (4) スウェーデンのキャッシュレス化・我が国のキャッシュレス化

(今号目次)

3. ドイツ
 - (1) 現状
 - (2) 背景事情
 - (3) 課題等
4. 補論：格差問題
 - (1) スウェーデンにおける社会の変化
 - (2) 負担の問題
 - (3) 米国における現金拒否禁止立法化等の動き

3 ドイツ

(1) 現状

支払手段の選択において我が国と並んで現金が利用されているとされるドイツであるが、直近の中央銀行の支払手段の利用状況調査^{*14}によれば、回数ベースでは約4回に3回は現金で支払うとされているものの、金額ベースでは現金の割合は5割を切っている。デビットカードの利用も回数ベースで約2割、金額ベースで35%となっており、一般的と呼んでよい水準であろう。クレジットカードは取引回数で2%、金額で5%である。

すなわち、日常的な少額の支払では現金の利用割合は高いが、現金一辺倒ではなく、支払額が大きくなるとデビットカードの利用が増え、50ユーロ以上の支払では一位となっており、使い分けの傾向がうかがわれる（図表6）。これは500ユーロ札の新規発行が既に停止された事情とも整合的であろう。

事業者側からみても、例えば小規模なソーセージ屋で「現金のみ」の表示が見られる一方、観光客の多い地域の土産物屋には「200ユーロ・500ユーロお断り」

の表示がある等、それぞれの問題意識・必要性^{*15}に応じた支払手段の受け入れ（制限）が行われているとみられる。

なお、ユーロ圏内で比較するとドイツの現金指向の程度は中程度であり、ドイツ以上に現金指向の強い国々も少なくない（図表7）。長期的にみれば、新たな支払手段が現金を代替していくと考えている人も4割存在し、現金以外の利用が緩やかに増加すると見られている。

このような状況下、2018年11月、欧州中央銀行は今後の需要も視野に小口即時決済へのシステム対応（ユーロ圏 TIPS）を開始している。

(2) 背景事情

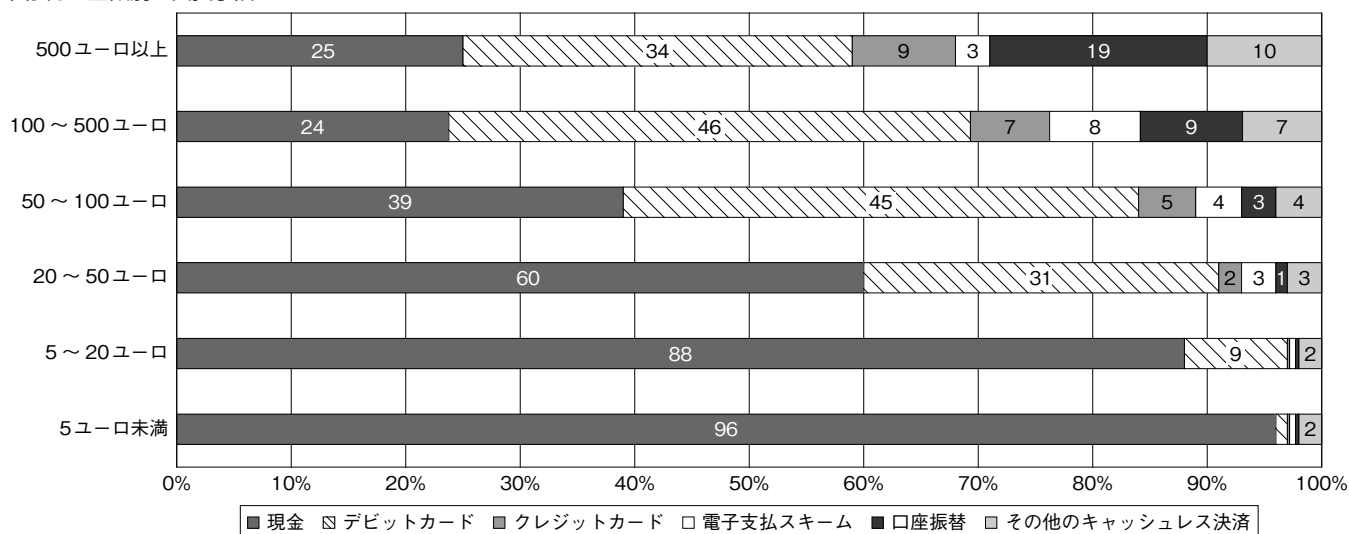
ドイツにおける現金支払いに対する見方、選択される理由の詳細については、図表8で紹介している。現金支払いの「匿名性」が利点に挙げられていることには、歴史的な背景が影響しているとの指摘がある。ベルリンの壁が崩壊したのは1989年であり、30年余が経過したものの、東西分断の痕跡は現在のベルリンに

* 現 政策研究大学院大学教授。本稿の執筆にあたり、スウェーデン中央銀行、ドイツ中央銀行、欧州中央銀行、スカンジナビスカ・エンシルダ銀行、Getswish社、ドイツ財務省幹部等、関係各位に貴重な御協力・御教示をいただいた。在スウェーデン大使館、在ドイツ大使館及びフランクフルト総領事館のご支援もいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。但し、元より文責は全て筆者に帰するものである。

*14) Deutsche Bundesbank (2018) "Payment behaviour in Germany in 2017" (<https://www.bundesbank.de/resource/blob/737278/458ccd8a8367fe8b36bbfb501b5404c9/mL/payment-behaviour-in-germany-in-2017-data.pdf>)

*15) 例えばコスト、現金の需要、簡便さ、偽造・犯罪対策等。

図表6 金額別の支払手段



(注) 500ユーロ紙幣は2018年末で発行停止。
 (出所) Deutsche Bundesbank "Payment behaviour in Germany in 2017" より作成。

図表7 店頭での現金支払い割合に関する調査結果

(1) 取引回数別 (%)			(2) 取引金額別 (%)		
1	マルタ	92	1	ギリシャ	75
2	ギリシャ	88	2	マルタ	74
2	キプロス	88	3	キプロス	72
4	スペイン	87	4	スペイン	68
5	イタリア	86	4	イタリア	68
6	オーストリア	85	6	スロベニア	68
7	ポルトガル	81	7	オーストリア	67
8	スロベニア	80	8	スロバキア	66
8	ドイツ	80	9	リトアニア	62
10	アイルランド	79	10	ドイツ	55
11	スロバキア	78	11	ラトビア	54
12	リトアニア	75	12	ポルトガル	52
13	ラトビア	71	13	アイルランド	49
14	フランス	68	14	フィンランド	33
15	ルクセンブルク	64	15	ベルギー	32
16	ベルギー	63	16	エストニア	31
17	フィンランド	54	17	ルクセンブルク	30
18	エストニア	48	18	フランス	28
19	オランダ	45	19	オランダ	27

(出所) ECB "The use of cash by households in the euro area" より作成。

も少なからず見て取れる。当然、都市を分断した「中央監視」に関連して刻まれた記憶と感情は消えておらず、匿名性の価値が、インターネットの時代に改めて想起されたとしても不思議ではないであろう*16。

ドイツは連邦国家であり、「強い分権性」が、通用力の高い現金を支持させているとの指摘もある。交通系電子マネーも導入されているものの、相互利用ができないため、使いにくさが残るといふ。他方、我が国でも、発行体が異なる交通系電子マネー (ICカード) が全国的に相互利用サービスを拡大し、利便性を向上

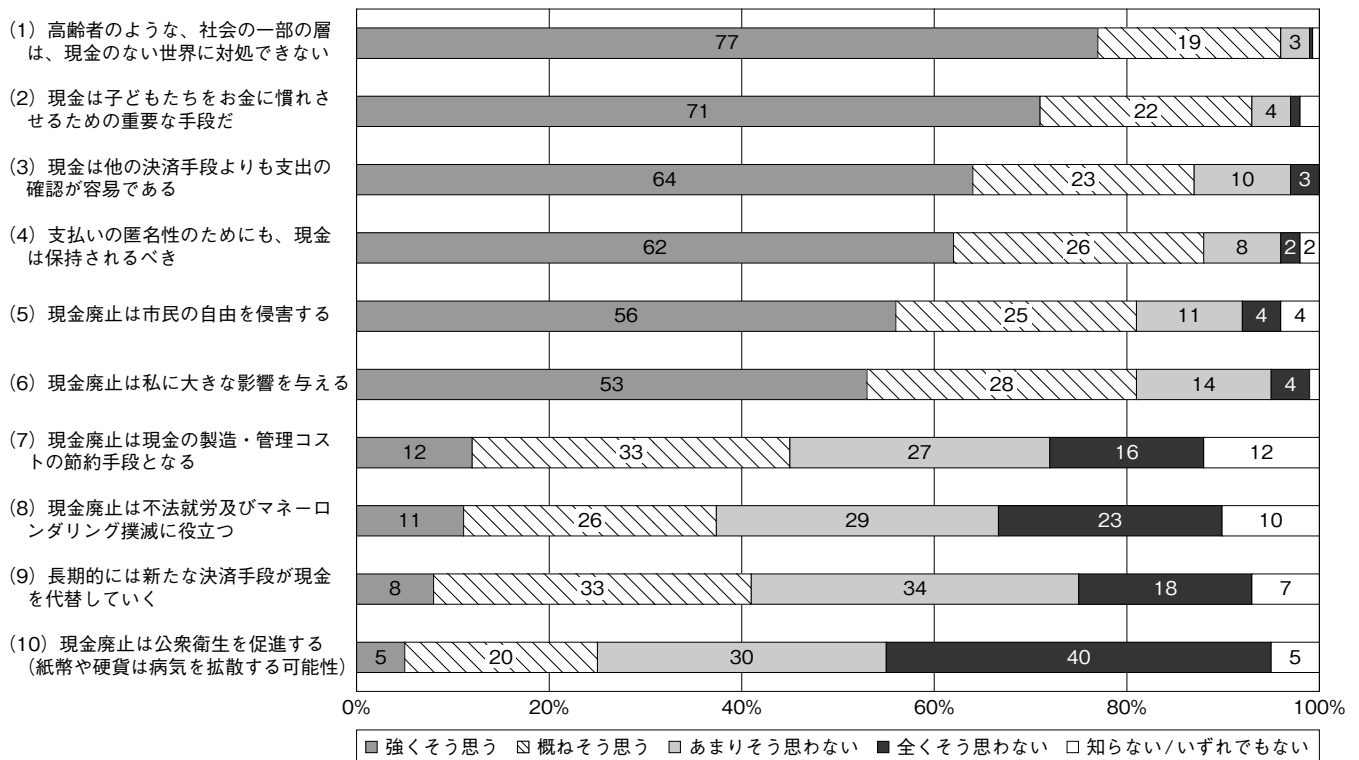
させるまでには相応の年月を要しており、現在でも相互利用可能な範囲にも種々の制約が残っていることに鑑みれば、ドイツにおいても、今後、状況が変わる可能性も排除はできないと思われる。

(3) 課題等

中央銀行は、支払手段は基本的に利用者が選択するものとしつつ、実態把握のため、3年毎の支払行動調査を継続している (次回2020年)。

*16) 武邑 (2018) 参照。なお、Amazonが第2本社設立を表明したことを受けて、2018年には様々な自治体が過熱気味ともいえる誘致運動を展開した (Financial Times, Thu 8 Nov 2018, Jhon Gapper "The charade of Amazon's beauty parade" 等) が、その候補地が絞られようとしていた時期に、Google は地元の反対を受けてベルリンでのキャンパス設置断念を表明している (Financial Times, Fri 2 Nov 2018, Frederick Studemann "Google loses a battle to Berlin's cool kids")。

図表8 ドイツの現金に対する考え方



(出所) Deutsche Bundesbank "Payment behaviour in Germany in 2017"

4 補論：格差問題

(1) スウェーデンにおける社会の変化

スウェーデンでは、現金を利用可能な社会の維持が論点となっているが、同時に格差の拡大も指摘されている^{*17}。スウェーデンの経済・社会分析は本稿の目的ではないが、世界最先端のキャッシュレス化が進展した背景には、社会及び銀行に対する高い「信頼」があったとの指摘がある。このため、近年の変化の兆しについて簡単に記したい。

2018年9月の総選挙後、首班指名・政権協議が難航した末、2019年1月に漸く連立政権が樹立された。2018年選挙で第3党に躍進したスウェーデン民主党は連立与党に参画せず、議席を減らした改選前の中道左派与党に、改選前の中道右派の一部が協力する構図の下、政権が発足している。民族主義・EU懐疑主義を掲げるスウェーデン民主党の第3党への躍進は、社会の寛容さの低下とも評されることに加え、政権樹立

に際しての政党間合意は富裕層に対する課税の軽減を含んでいる。社会に対する信頼を前提に、高負担・高福祉を実現してきた、平等で有名な社会に変化が生じてきているとみられる。

銀行に対する信頼を揺るがしかねない大規模な資金洗浄疑惑も、2019年2月に表面化した。昨年、明らかになったデンマークのダンスケ銀行の資金洗浄問題に端を発し、3月末には、Swishの当初からの参加行でもある大手銀行スウェドバンクのCEO解任に発展、スウェドバンクは4月、資金洗浄対策の不備を認め、スウェーデン、バルト諸国の金融監督当局等、及び複数の米国当局から調査を受けているとされる^{*18}。スウェーデンのボルンド金融市場・住宅相は「われわれの社会の根幹である寛容さは信頼の上に成り立っており、その信頼は著しく損なわれている」と発言、金融機関に関する規制のあり方と企業統治の両面での見直しを求める声が上がっているとの報道もある^{*19}。

*17) <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/04/post-11970.php>

*18) スウェドバンクは主要株主から6月に経営陣の大幅な刷新のための特別会合開催を求められており、役員候補として元首相等の名前が挙げられている (Financial Times, Tue 14 May 2019, "Swedbank investors demand vote on board shake-up")。

*19) <https://jp.reuters.com/article/moneylaundering-europe-idJPKCN1RH0LC>

(2) 負担の問題

e-kronaの制度設計に際し、中央銀行マネーである現金を補完する位置付けとの前提に立てば、現金を利用可能とする環境の維持は別途、手当されることになろうが、デジタル・ディバイド対策をデジタルで仕組むとなれば様々な対応が必要となろう。

誰もが最新のモバイル端末を手ごろな価格で入手でき^{*20}、問題なく使いこなせる社会^{*21}であれば、モバイル決済は時間の経過とともに一層、普及する可能性があるが、上記のような事情もあり、スウェーデンの将来がそのようなものであるかは明らかではない。Swishもソフトやシステムの更新、セキュリティ対策などを幅広い世代のモバイル端末に向けて対応し続けるコストを負うことになる。

現在、個人についてはSwishの利用は課金されていないが、団体・法人については利用に手数料が課されて現金に比し割高になっており、中小事業者等からも、現金利用可能な環境を望む声が上がっているとされる。

現金取扱支店が減少したことにより、現金の保管・運搬等のリスク管理とコストは銀行の外に転嫁されており、銀行に対し現金取扱いを法令で義務付けること^{*22}は、このリスク・コストについて銀行に応分の負担を求める動きともいえるが、銀行界はコスト増加を理由に消極的であるとされる。

リスクやコストを誰がどのように負担することが妥当であるかは、今後、スウェーデンでも議論が進展するとみられるが、仮に社会内部の格差が拡大する状況であれば、弱者（デジタル・ディバイド、中小事業者等）により多くの負担を求める仕組みへの支持が得られるかは予断を許さない。

(3) 米国における現金拒否禁止立法化等の動き ア. Unbanked・Underbankedの存在

本稿で概観したスウェーデン、ドイツ、及び我が国では、銀行口座が個人にほぼ普及しており、金融包摂自体はあまり大きな課題ではないとみられるが、米連邦預金保険公社 (FDIC) の調査 (2017年) によれば、米国では銀行口座を有していないUnbanked世帯は6.5%存在し、制約のある銀行口座の利用に限られているUnderbanked世帯は全体の約4分の1存在するとされている^{*23}。所得の低い層での高い現金支払比率も指摘されており (25千ドル未満/年所得者の現金支払比率47%、125千ドル以上では24%)、現金支払拒否はこれらの層を社会生活から排除することにつながりかねない。

このような事情を背景に、米国では現金受取義務付け立法の動きがあり、例えば、本年2月、ペンシルベニア州フィラデルフィア市で現金支払の拒否を禁止する条例案が成立、3月にはニュージャージー州でも立法化され、他にも同様の動きがワシントンD.C.やニューヨーク市等に見られると報じられている。一方、効率化や犯罪被害のリスク低減を望む小売業者等からは「現金お断り」を禁止しないで欲しいと望む声も上がっているとされ、現金決済を必要とする人々の社会生活が継続できるような環境維持との間でどのような立法的解決が可能か模索されている模様である^{*24}。

イ. Amazon Goの現金支払可能化が意味するもの

小売の世界を大幅に変え、金融サービスにも進出している巨大IT企業、Amazonについても、Amazon Goの見直し報道が出ている。同社は、支払手段にリン

*20) 2018年の全世界でのスマートフォン出荷台数 (シェア) は、米の調査会社IDCの発表によると、2位のアップル (2億880万台14.9%) に3位の中国の華為技術が280万台差 (2億600万台14.7%) まで迫った (1位はサムソンの20.8% https://www.bcnretail.com/market/detail/20190131_103280.html)。

華為技術のスマートフォン出荷台数は近年、急成長しており、ハードウェア部品のサプライチェーンのみならず、ソフトの搭載、知的財産権関連の契約でも各国サプライヤーと取引がある。そのような状況下、2019年5月15日、米国は、自国の安全保障に脅威をもたらさうる企業の通信機器使用を禁じる大統領令署名 (<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-press-secretary-56/>)、17日には輸出管理規則に基づく禁輸措置対象リストに華為技術本社及び関連法人を掲名したことを発表しており (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2019/05/department-commerce-announces-addition-huawei-technologies-co-ltd>) 今後、スマートフォンの全世界的供給、各サプライヤーの事業への影響が注目される。

*21) サイバー攻撃が進化し続ける中、スマートフォンに対する新たな脅威が報道されている (例えば、Financial Times Wed 15 May 2019 "WhatsApp hack allowed security spyware to be loaded on phones")。Facebook傘下で提供されているメッセージアプリ、WhatsAppの脆弱性を狙い、電話をかけただけで (応答せずとも) イスラエル企業の製品であるスパイウェアをインストールでき、着信履歴は多くの場合消去されるという (<https://www.ft.com/video/1b788580-45b8-4154-a296-de6c137e997a>)。親会社Facebookについても、同時期の報道として、「フェイクブックを襲う『第2のケンブリッジ・アナリティカ』」 (<https://forbesjapan.com/articles/detail/27256>) がある。なお、モバイル支払促進手段として利用されるポイントプログラムについても「ハッカーのハニーポット」と指摘する専門家がある (5月16日CNET <https://japan.cnet.com/article/35136974/>)。

*22) スウェーデン国内に700億クローナ超の預金を保有する金融機関を対象。

*23) Federal Deposit Insurance Corporation (<https://www.fdic.gov/householdsurvey/>)

*24) <https://digiday.jp/brands/cashless-movement-grows-retailers-grapple-ethical-implications/>

クした二次元コードをかざして入店、レジ決済無しに買物が可能な完全キャッシュレス店舗である Amazon Go を出店、2021 年までに 3000 店舗出店する計画とも伝えられていたが、本年 4 月、Amazon Go の店舗で現金決済の受付準備を開始したことを広報担当者が認めたと報じられ^{*25}、既にニューヨークでは現金対応も可能な店舗が出現しているという^{*26}。

2017 年のホールフーズ・マーケット買収、Amazon Go の大量出店計画に見られる通り、Amazon は小売販売額の 9 割近くを占めるオフライン小売に進出している。プライム会員を対象としたビジネスを超えて、オンライン・オフライン双方の小売市場でシェア拡大をはかる際、法令への対応は当然として、米国の 4 分の 1 の世帯がデジタル決済を利用しにくい状況にある現実を受け止めての対応でもあるといえよう^{*27}。今後、米国の Underbanked 層に対し、Amazon 等から現金以外の新たな支払手段の提供等が開始されるのか。経済デジタル化と支払手段、通貨を巡る状況は、技術革新等にも促され、今後も様々な変容が予想される。

界』渡会圭子訳、東洋経済新報社
 武邑光裕 (2018) 『さよなら、インターネット - GDPR はネットとデータをどう変えるのか』ダイヤモンド社
 柳川範之・山岡浩巳 (2019) 「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ, No.19-J-1, 2019 年 2 月

(注)

本稿は、財務総合政策研究所が 2018 年 -2019 年に開催した「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」(座長：柳川範之 東京大学大学院経済学研究科教授) に参画した筆者が、研究会の報告書に執筆した論文を基に作成したものである。報告書には研究会参加の有識者、財務総合政策研究所、在外公館職員の論文等が取りまとめられている。御関心のある向きには、是非、御一読いただきたい。(URL: <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018.htm>)



参考資料

- Bank for International Settlements (2003) "The role of central bank money in payment systems"
 Bankgirot, <https://www.bankgirot.se/en/>
 Deutsche Bundesbank (2018) "Payment behaviour in Germany in 2017"
 European Commission (2018) "The Digital Economy and Society Index (DESI) 2018"
 ECB (2017) "The use of cash by households in the euro area" Occasional Paper Series, No201/November 2017.
 Finansiell ID-Teknik BID, <https://www.bankid.com/en/>
 Getswish, <https://www.getswish.se/frontpage/>
 PRO, <https://www.pro.se/>
 Riksbankskommittén [Riksbank Committee] (2018) "Tryggad tillgång till kontanter [Secure access to cash] SOU 2018 : 42"
 Skingsley C. (2018) "Considerations for a cashless future" speech, Sveriges Riksbank, 22 Nov 2018
 Sveriges Riksbank (2017) "The Riksbank's e-krona project report1"
 Sveriges Riksbank (2018a) "Payment patterns in Sweden 2018"
 Sveriges Riksbank (2018b) "The Riksbank's e-krona project report2"
 Swedish Civil Contingencies Agency (2018) "If Crisis or War Comes"

参考文献

ギャロウェイ, S. (2018) 『the four GAFA 四騎士が創り変えた世

*25) <https://japan.cnet.com/article/35135580/>

*26) <https://www.gizmodo.jp/2019/05/amazon-go-pay-cash.html>

*27) https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20190501-00001686-shogyokai-bus_all